

民間放課後児童クラブ 「ほうかご教室ちえのわ」のしおり

目次

I 広島市民間放課後児童クラブの運営内容

1 目的	1
2 対象児童	1
3 実施期間	1
4 開設時間	2
5 主な活動内容	2
6 費用	3
7 定員等	3
8 連絡事項・注意事項	3

II 利用手続（平成 30 年度利用）

1 平成 30 年 4 月から利用を希望する方（「春休み」のみの利用は除く）	8
2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方	11
3 年度の中途からの利用を希望される方	12
4 申込事項の変更について	13
5 利用申込取り下げ・辞退	13
6 利用中止等	13
7 利用承諾の取消し	13

別添 1 利用手続きの流れ

別添 2 記入例

別添 3 放課後児童クラブ一覧（民間放課後児童クラブ含む）

I 「ほうかご教室ちえのわ」の運営内容

1. 目的

広島市民間放課後児童クラブ「ほうかご教室ちえのわ」（以下「ちえのわ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

2. 対象児童

次の(1)～(3)までの条件を全て満たす場合に対象となります。

- (1) 広島市内に住所を有している児童
- (2) 小学校に在学している児童
- (3) 保護者及び同居する親族（18歳未満の者を除く。以下「保護者等」という。）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童
 - ①保護者等が、就労のため、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないこと（※1）。
 - ②保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
 - ③保護者等が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を、常時介護していること。
 - ④保護者等が、出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）に当たる日から出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。
 - ⑤保護者等が、大学・専門学校等へ通学中であること。
 - ⑥その他児童を保護できない特別の事由があること（※2）。

※1 長期休業中のみ利用については、長期休業期間中のみ利用を受け付けても、定員又は平成30年度の入受可能人数を超過せず、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で受け付けます。この場合、保護者等の就労時間の要件は、「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 求職活動による場合には、1週間のうち概ね4日以上、午後5時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

3. 実施期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- ・日曜日、月の第2土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・8月14日～8月16日
- ・年末年始（12月29日～1月4日）

4. 開設時間

月曜日から金曜日まで	13:00～18:30
土曜日（第2土曜日以外）	8:00～17:00
長期休業中及び学校代休日	8:00～18:30
	※長期休業中においても、土曜日は17時まで
短縮授業日	下校時～18:30

5. 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

(1) 生活の指導

基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行い、その力を身につけます。

(2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。

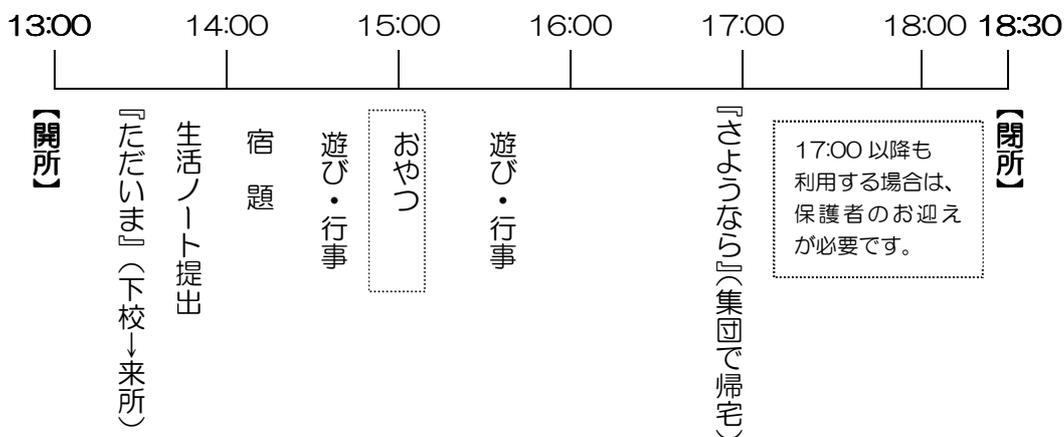
(3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

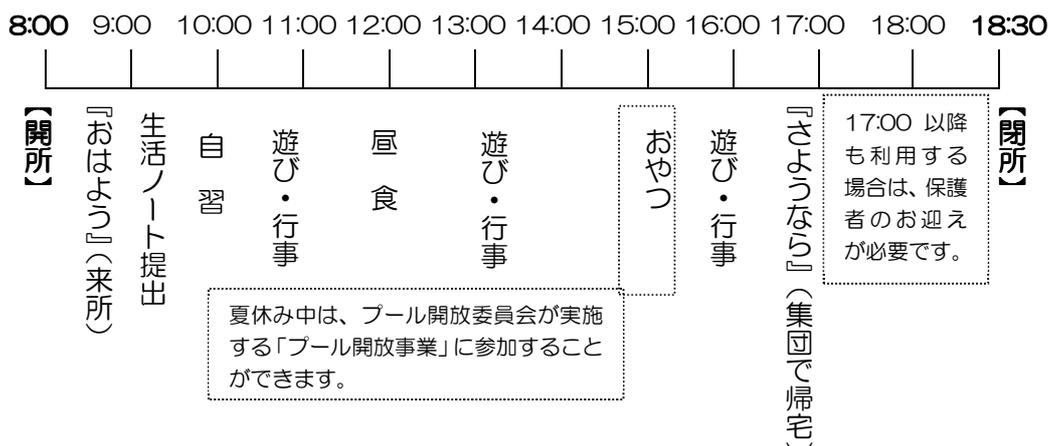
(4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

○ 放課後児童クラブの一日（4時間授業日の場合）



○ 放課後児童クラブの一日（長期休業中の場合）



6. 費用

無料（ただし、おやつ・工作費として月額3000円を徴収します。また、冷暖房費を7・8・9・12・1・2・3月に月額500円徴収します。）

7. 定員等

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）において、児童1人あたりの面積（おおむね 1.65 m²以上）やクラスの児童数（おおむね40人以下）の基準を定めたことから、各放課後児童クラブにおいて定員を設定しています。

※「ほうかご教室ちえのわ」の各教室定員数

大芝：36人 本川：40人 吉島東：40人 皆実：40人 古田：40人

8. 連絡事項・注意事項

(1) 連絡ノートについて

- ◎ ご家庭と「ちえのわ」との連絡に使用する大切なものです。支援員がちえのわでの様子、気付き、連絡事項などを記入しますので、毎日、目を通して確認のサインをした上で、必ず持たせてください。（長期休業中のみの児童においては連絡シートで対応します）
- ◎ お子さまの体調が良くない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

(2) 欠席について

- ◎ 欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに連絡シートでお知らせください。急な場合は、電話やメールなどで保護者の方が直接ご連絡ください。
- ◎ お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合安全確認のために、保護者の方へ確認の電話を緊急連絡先へさせていただきます。
- ◎ 学校を欠席又は早退した場合には、必ず「ちえのわ」にもご連絡ください。

(3) 帰宅と来所について

- ◎ お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように「ちえのわ」から帰る時刻を 16:00・16:30・17:00 に設定しています。保護者の方が希望される時刻（設定された時刻の中から選択）を必ず連絡ノートに記入してください。
- ◎ 「ちえのわ」から帰る時刻を 17:00 以降に希望される場合は、お子さまの安全確保のため、必ず 18:30 までに保護者の方（**小学生は不可**）のお迎えをお願いします。
- ◎ お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、連絡ノートに記入してください。なお、「ちえのわ」には送迎専用の駐車場はありません。車を路上に停めての送迎は近隣にお住まいの方へご迷惑をおかけしますので、絶対におやめください。

◎ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は 8:00 です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。

◎ 塾や習い事等での入退室については、連絡ノートでのお知らせと「安心でんしょばと」カード携帯が揃った条件下で実施します。

但し、非常変災時など法人の判断により中止することもあります。

◎ ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いいたします。

(4) 宿題について

◎ 宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導は行いませんので、宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。

◎ 下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題ができないことがあります。お迎え時にできていない課題（学校の宿題やご家庭で用意される教材）を確認し、完了までおつきあいすることはできませんので、ご家庭での管理をお願いします。

(5) お弁当・おやつについて

◎ 長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。「ちえのわ」で400円/1食のお弁当手配も可能ですが、当日9時までにお申込みの上、お釣りのないよう代金をご準備ください。

◎ おやつについては、おやつ代を徴収し「ちえのわ」が準備します。

(6) 賠償責任保険について

◎ 「ちえのわ」での活動中の事故に備えて、法人が総合保険に加入しています（保護者の方の保険料負担はありません）。

◎ お子さまがケガをした場合には、通院保険金日額 1,000 円 入院保険金日額 1500 円の契約内容にしています（事故の発生状況により保険で対応できない場合もあります）。

◎ 来所途中・帰宅途中の事故については、賠償責任保険の対象にはなりません。

(7) 服薬について

◎ 投薬は医療行為にあたるため、支援員は投薬を行うことができません。

◎ 服薬する場合には、お子さま自身でしていただきます。この場合には、安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて必ず、連絡ノートに記入してください。（支援員は記入確認後 服薬を促す声掛けをいたします。）

(8) 学級閉鎖等の場合について

- ◎ 学級閉鎖（学年閉鎖・学校閉鎖も含む）の対象となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず「ちえのわ」を利用できません。学級閉鎖等は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- ◎ 広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、広島市ホームページをご覧ください。

(9) 非常変災状態になった場合の対応について

- ◎ 非常変災状態とは、次の場合をいいます。
 - ・広島市域に「**暴風警報**」「**大雨警報**」「**洪水警報**」のいずれか1つ以上が発表された場合
 - ・台風の接近等により広島市域に暴風警報等の警報が発表されると判断した場合、若しくは、判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
 - ・大型地震や津波などの自然災害により当該学区で避難所が開設され 児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
 - ・不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合
- ◎ 非常変災状態になった場合には、「ちえのわ」は原則として次表の対応になります。
- ◎ 非常変災状態の場合には、原則として、お迎えをお願いしますので、連絡がとれるようにしておいてください。別途「非常変災時緊急連絡票」作成提出にご協力をお願いします。
- ◎ 小学校によっては、「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」が発表された場合でも臨時休校にならない場合がありますので、ご注意ください。

【小学校登校日の場合】

小学校の対応		「ほうかご教室ちえのわ」の対応
臨時休校（自宅待機後の臨時休校を含む）		臨時休所
（自宅待機後の登校を含む） 登校	登校後授業打ち切り 又は 一斉下校・集団下校	通常の開所時刻から開所 ※ 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します（原則として、閉所時刻までお預かりします）。
	開所時刻以前に非常変災状態	
	開所時刻より後に非常変災状態	
	非常変災状態になった後、解除	

【小学校休業日の場合】

非常変災状態の発生時刻		「ほうかご教室ちえのわ」の対応
午前7時の時点で 非常変災状態になっている場合		臨時休所
変災状態になった場合 午前7時より後に非常	開所時刻以前に非常変災状態	<p style="text-align: center;">通常の開所時刻から開所</p> ※ 原則として、保護者の方へ連絡し、お迎えを依頼します（原則として、閉所時刻までお預かりします）。
	開所時刻より後に非常変災状態	
	非常変災状態になった後、解除	

(10) 震度5弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 「ちえのわ」は地震発生後は臨時休所になります。
②	開所前に地震が発生した場合	当日は臨時休所になります。 ※ 地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	翌日は臨時休所になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、学校所定の避難場所へ移動します（避難場所で保護者に引渡し）。

【小学校休業日の場合】

上記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません）。

(11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

- ① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合
 - ・ 台風接近時や大雨時には、気象情報に注意しておいてください。
- ② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
 - ・ お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。
- ③ 欠席の連絡がないのに、予定時刻30分を経過しても来所されない場合
 - ・ 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

- ④ お子さまが「ちえのわ」から帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合
- ・ 帰る時刻やお迎えの有無などについては、連絡ノートに必ずご記入ください。
- ⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

(12) 利用時に用意するものについて

- ・ はさみ のり 色鉛筆 （名前をご記入ください。）
- ・ 置き傘（希望者のみ見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- ・ 着替え（希望者のみ。名前をご記入ください。）

(13) その他

- ・ 持ち物には必ず名前をご記入ください。

【用語の定義】

◎「ほうかご教室ちえのわ」に関すること

- ・ 来所：「ちえのわ」に来ること
- ・ 在所：「ちえのわ」にいること
- ・ 帰宅：「ちえのわ」から自宅に帰ること
- ・ 開所：「ちえのわ」を開設時間に開けること
- ・ 閉所：「ちえのわ」を開設時間以降、閉めること
- ・ 休所：「ちえのわ」を休みにすること

◎小学校に関すること

- ・ 登校：小学校へ行くこと
- ・ 在校：小学校にいること
- ・ 下校：小学校から帰ること
- ・ 休校：小学校が休みになること

II 利用手続（平成30年度利用）

- ・定員又は受入可能人数を超過する場合、選者により利用できない場合があります。

1 平成30年4月から利用を希望する方（「春休み」のみの利用は除く）

(1) 申込（別添1「利用手続の流れ」を参照）

利用を希望するほうかご教室ちえのわへ、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）により、申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（広島市が運営する放課後児童クラブ及び広島市が補助する他の民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。）。

- ・同居の親族以外の方が申込書を提出される場合は、申込者の委任状が必要です。

【受付期間】

区分	受付期間		
通年利用 (4/1～ 翌3/31)	1次受付	新1～3年	1月10日(水)～1月20日(土)
	2次受付	新1～6年	2月16日(金)～2月28日(水)
	3次受付	新1～6年	3月1日(木)～3月15日(木)

※受付期間内に申し込みできなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方（P12を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

【必要書類】「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」は、一般社団法人ちえのわのホームページから入手可能。

確認が必要な事由	必要書類（※1）
常勤、パート等で就労している場合 (雇用主に雇用されている場合)	在職証明書（※2、3）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
保護者等が疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（写）
親族等を常時介護している場合（※4）	介護者：申立書（当該児童を保護できない理由を記載したもの） 要介護者（非同居の要介護者も含む）：診断書（写し可）若しくは、介護保険被保険者証（写）、身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）又は精神障害者保健福祉手帳（写）
障害がある場合（保護者等）	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）又は精神障害者保健福祉手帳（写）
産前産後期間中の場合	母子健康手帳（写）（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しでも可）（※5）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） （年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も（※6））
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）

※1 必要書類は、保護者、同居する親族（18歳未満の者を除く。）それぞれ必要となります。

なお、65歳以上の保護者等の方についても、必要書類の提出が必要となります。

- ※2 夜勤明けの休日において、当該児童を保護できない方は、保護できない理由（休息等）を記入した申立書も併せて、提出してください。
- ※3 就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。
- ※4 介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。
- ※5 入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。
- ※6 年度中途から、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて、求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

【優先利用】

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「希望する」に○をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です）。

確認が必要な事由	必要書類
障害のある児童の場合	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、障害児通所支援受給者証（写）、日中一時支援事業受給者証（写）、移動支援事業受給者証（写）、障害福祉サービス受給者証（写）、自立支援医療等受給者証（精神通院）（写）、特別児童扶養手当の証書（写）又は乳幼児等医療費受給者証（発達障害児）（写）（※2）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書（写）、児童扶養手当の証書（写）又はひとり親家庭等医療費受給者証（写）（※3）

※1 知的障害、身体障害、精神障害、発達障害

※2 障害のある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画（写）、個別の教育支援計画（写）、成績表（写）など（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3 ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍謄本」と「住民票」（写しでも可）の両方を提出してください。

(2) 利用の承諾等

◎ 利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを確認して、利用の承諾・不承諾を決定します。

・求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

例① 利用開始日が4月1日→6月30日までの利用期間

例② 利用開始日が4月16日→7月15日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付のうえ、新しく申し込んでください（例①の場合で、7月1日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月1日～15日に要申込）。

- ◎ 利用希望児童数が多く、定員又は受入可能人数（以下「定員等」という。）を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員等に達するまで、利用を承諾します。

【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します（小学校 1 年生→2 年生→3 年生→4 年生→5 年生→6 年生）。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです（①→②）。

- ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
- ② ①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方

(1) 申込

◎ 長期休業期間中のみの利用を受け付けても、定員等を超過せず、放課後児童クラブの運営に支障がない範囲で申し込みを受付けます。

・申し込みを受け付ける放課後児童クラブは、事前に広島市ホームページでお知らせします（4月の「春休み」のみの利用については、全ての放課後児童クラブで受付を行いますので、広島市ホームページでのお知らせは行いません。）。

・長期休業中のみの利用については、保護者等の就労時間の要件について「午後5時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。

◎ 利用を希望する「ちえのわ」へ、「民間放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（広島市が運営する放課後児童クラブ及び広島市が補助する他の民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。）。

・同居の親族以外の方が申込書を提出される場合は、申込者の委任状が必要です。

【受付期間】

区 分	受付期間	
「平成30年3月春休み」 のみの利用（平成29年度事業）	1次受付	平成30年 2月16日（金）～ 2月28日（水）
	2次受付	平成30年 3月 1日（木）～ 3月15日（木）
「平成30年4月春休み」 のみの利用	1次受付	平成30年 2月16日（金）～ 2月28日（水）
「夏休み」のみの利用 （※1）	1次受付	平成30年 6月 1日（金）～ 6月15日（金）
	2次受付	平成30年 6月16日（土）～ 6月30日（土）
「冬休み」のみの利用	1次受付	平成30年11月 1日（木）～11月15日（木）
	2次受付	平成30年11月16日（金）～11月30日（金）
平成31年3月春休み のみの利用（平成30年度事業）		受付時期については平成31年1月初旬頃 HP上にてお知らせします。

※1「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申し込みできなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（P12を参照）。

◎ 上記の申し込みにより定員等を超過した放課後児童クラブにおいては、後日、定員等に空きが出た場合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

【必要書類】：平成30年4月から利用を希望する方と同様です（P8、P9を参照）。また、春休みに3月4月両方申し込まれる場合、利用申込書はそれぞれ必要です。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 平成30年4月から利用を希望する方と同様です（P9、P10を参照）。
- ◎ ただし、定員等に達するまでの順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。
- ◎ また、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

3 年度の中途からの利用を希望される方

(1) 申込

利用を希望する放課後児童クラブへ、「広島市放課後児童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（複数の放課後児童クラブ（広島市が運営する放課後児童クラブ及び広島市が補助する他の民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。）。

- ・同居の親族以外の方が申込書を提出される場合は、申込者の委任状が必要です。

【受付期間】

区 分		受付期間
利用開始 希望日	月の前半（1～15日）（※1）	利用希望月の前月の1～15日（※2）
	月の後半（16～末日）（※1）	利用希望月の前月の16～末日（※2）

※1 利用開始希望日が7/17～8/31、12/16～1/15、3/16～3/31の間の方については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で1次受付します（定員等に余裕がある場合、下表のとおり2次受付を行います）。

※2 受付期間の末日が、放課後児童クラブの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

<H30 年度 年度中途から利用の受付期間スケジュール>

	利用開始希望日										
	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	6/16 ～30	7/1 ～15	7/17 ～31	8/1 ～10	8/17 ～31	9/1 ～15	9/16 ～30
受付 期間	3/16 ～31	4/1 ～15	4/17 ～28	5/1 ～15	5/16 ～31	6/1 ～15	1次受付：6/1～15			8/1 ～10	8/17 ～31
							2次受付 6/16 ～30 7/1 ～15 7/17 ～31				

	利用開始希望日												
	10/1 ～15	10/16 ～31	11/1 ～15	11/16 ～30	12/1 ～15	12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～28	3/1 ～15	3/16 ～31	
受付 期間	9/1 ～15	9/16 ～30	10/2 ～13	10/16 ～31	11/1 ～15	1次：11/1～15		12/16 ～28	1/5 ～15	1/16 ～31	2/1 ～15	2/16 ～28	1次 2/16～28
						2次受付 11/16 ～30 12/1 ～15							2次 3/1 ～15

【必要書類】：平成30年4月から利用を希望する方と同様です（P8、P9を参照）。

※ 求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

(2) 利用の承諾等

- ◎ 平成30年4月から利用を希望する方と同様です（P9、P10を参照）。
- ◎ ただし、定員等を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。
- ◎ 対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

4 申込事項の変更について

- ◎ 勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかにご連絡ください。勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。
- ◎ 在職証明書の雇用期間が利用期間中に更新される方は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください（提出が無い場合は、利用承諾を取り消す場合があります。）。

5 利用申込取り下げ・辞退

- ◎ 次の場合、「ほうかご教室ちえのわ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を「ちえのわ」に提出してください。
 - ・ 申込取り下げ：利用申込をしたが、利用承諾通知を受け取る前に申し込みを取り下げる場合
 - ・ 辞退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合

6 利用中止等

- ◎ 「ちえのわ」の利用を利用期間満了前に中止される場合は、事前に「ほうかご教室ちえのわ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。
 - ・ 利用期間満了前に「ちえのわ」を利用する必要がなくなった場合は、必ず「ほうかご教室ちえのわ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。
 - ・ 長期間欠席された場合（継続して1ヵ月以上の欠席）には、放課後児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。
- ◎ 保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。
- ◎ 利用期間満了（年度末など）による場合は、届出は不要です。

7 利用承諾の取消し

- ◎ 利用申込に虚偽や不正があった場合などには、承諾を取り消すことがあります。

利用手続きの流れ（4月からの利用の場合）

1 申込書等の配布

各「ちえのわ」の教室及び法人ホームページにおいて、「ほうかご教室ちえのわ利用申込書」等を配布
 ・「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」も法人ホームページからも入手可能。

2 受付

利用を希望する「ちえのわ」の教室に、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）。

① ほうかご教室ちえのわ利用申込書（別添2 記載例を参照）

② 必要書類（詳細は、P8、P9参照）

3 審査

一般社団法人ちえのわ本部事務局において、提出された書類により、対象児童の要件を満たしているか否かを確認。（広島市教育委員会放課後対策課へ「ちえのわ」より書類提出し報告します）

対象児童の要件を満たさない場合

対象児童の要件を満たしている場合

全員受け入れても定員
等を超えない場合

全員受け入れると定員
等を超える場合

4 利用不承諾の通知

2月中旬～3月上旬頃に、
「利用不承諾通知書」送付。

4 利用承諾の通知

2月中旬～3月上旬頃に、
「利用承諾通知書」を送付。

4-1 順位付け

- ・低学年の児童を優先。
 - ・同一学年内は、次の順位（①→②）
 - ① 優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障害のある児童）
 - ② ①以外の児童
- 上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け。
 ※長期休業中のみ利用、年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け。

4-2 利用承諾・保留の決定

- ・上記の順位の上位から順に定員等に達するまで、利用を承諾。
- ・定員等を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留。

4-3 利用承諾保留の通知

2月中旬～3月上旬頃に、
「利用承諾保留通知書」送付。

申込先のクラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾。

4-3 利用承諾の通知

2月中旬～3月上旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

5 利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用。

【記入例】 ほうかご教室ちえのわ 利用 申込書

(あて先)

平成 30 年 1 月 10 日

一般社団法人ちえのわ
代表理事 熊野知代子

申込者(保護者)

住 所	〒 730 - 0000 広島市 中 区 国泰寺町一丁目〇〇〇〇 ●●●	ふりがな	ひろしま こういち
	TEL (082) 56〇 - ●	申込者氏名 (保護者)	広島 浩一

平成 30 年 4 月
時点の学年

以下のとおり利用を申し込みます。なお、申込後、内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。

ふりがな 児童氏名	性別	生年月日	学校名	学年
ひろしま へいた 広島 平太	男	平成 23 年 4 月 18 日生	●● 小学校	1 年
利用を希望する放課後児童クラブ		ほうかご教室ちえのわ(大芝 本)・吉島東・皆実・古田)		
利用を希望する期間		平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで		
児童の健康状態(障害の有無)		必要事項を記入してください。)		
健康状態	ある	2 病気をしがちである		
障害の有無	<input checked="" type="radio"/> 無	2 有(状況: 〇〇〇)		

年度ごとに
申し込みが必要

複数の放課後児童クラブに
同時に申し込みはできません。

本人を除く、保護者及び
同居の親族全て記入

年齢 (利用開始時)	学年 との関係	勤務先 又は通学(園)先・学年	優先利用希望理由 (該当する番号等に○及び 記入)
18歳以上・18歳未満 18歳以上	父	株式会社□□	1 就労 6 その他()
18歳以上・18歳未満 18歳以上	母	●●マート	1 就労 2 疾病・障害 3 親族等介護 4 産前産後 5 通学 6 その他()
18歳以上・18歳未満 18歳以上	姉	★★大学(進学予定)	1 就労 2 疾病・障害 3 親族等介護 4 産前産後 5 通学 6 その他()
18歳以上・18歳未満 18歳以上	兄	●●小学校 6年	1 就労 2 疾病・障害 3 親族等介護 4 産前産後 5 通学 6 その他()
18歳以上・18歳未満 18歳以上	祖母	無職	1 就労 2 疾病・障害 3 親族等介護 4 産前産後 6 その他()

★障害「有」の場合でも、優先利用を希望しない
場合は、手帳の写し等の提出は不要です。

18歳未満のため
記入不要

優先利用(障害等) 右記 ※定員超過の場合、 ※優先利用を希望する	「1希望する」に○をした方は、優先利用に該当しているか確認するための書類を添付する必要があります。(添付書類：P9)	優先利用を希望する
--	--	-----------

放課後児童クラブ一覧（民間放課後児童クラブ含む）【平成28年11月時点】

【中区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
白島	白島児童館放課後児童クラブ	西白島町26-30	223-2703
基町	基町児童館放課後児童クラブ	基町19-7	227-3872
幟町	幟町児童館放課後児童クラブ	幟町3-49	228-7495
袋町	袋町児童館放課後児童クラブ	袋町6-36	244-4029
竹屋	竹屋児童館放課後児童クラブ	鶴見町8-54	241-3912
千田	千田児童館放課後児童クラブ	東千田町二丁目1-23	244-8030
中島※	中島放課後児童クラブ	加古町10-8	240-4578
吉島東	吉島東児童館放課後児童クラブ	吉島東三丁目2-7	249-8145
吉島	吉島児童館放課後児童クラブ	吉島西三丁目4-25	244-7957
広瀬	広瀬放課後児童クラブ	広瀬町2-8	234-0372
本川	本川児童館放課後児童クラブ	本川町一丁目5-24	293-1373
神崎	神崎放課後児童クラブ	舟入中町1-36	233-4952
舟入	舟入児童館放課後児童クラブ	舟入幸町14-16	291-3314
江波※	江波児童館放課後児童クラブ	江波東二丁目2-2	292-8167
	江波放課後児童クラブ	江波南二丁目2-53	234-3527

※ 平成29年度中に、中島児童館が開館予定です。

※ 江波小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。

江波南一丁目4番街区～9番街区、江波二本松一丁目・二丁目、江波本町、江波東二丁目、江波児童館放課後児童クラブへ
江波南一丁目1番街区～3番街区、江波南一丁目10番街区～39番街区、江波南二丁目・三丁目、江波栄町、江波西二丁目、
江波沖町は江波放課後児童クラブへそれぞれお申し込みください。

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
幟町	トレジャーキッズクラブ幟町校	橋本町10-1 橋本510ビル1F	555-8338
中島	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島中島	住吉町6-18 サニーベル住吉2F	240-5030
吉島東	ほうかご教室ちえのわ 吉島東	光南一丁目2-21	258-5959
広瀬	広瀬なかよしクラブ	広瀬北町8-25	295-8887
本川	ほうかご教室ちえのわ 本川	本川町一丁目1-22 デルタビル4F	208-4141

【東区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
福木	福木児童館放課後児童クラブ	馬木九丁目1-1	899-4611
温品	温品児童館放課後児童クラブ	温品八丁目8-25	508-4151
上温品	上温品児童館放課後児童クラブ	上温品三丁目4-1	280-3024

【東区 続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
戸坂	戸坂児童館放課後児童クラブ	戸坂出江二丁目1-1	229-3313
戸坂城山	戸坂城山児童館放課後児童クラブ	戸坂城山町1-2	229-6380
東浄	東浄児童館放課後児童クラブ	戸坂新町三丁目1-4	229-6182
中山	中山児童館放課後児童クラブ	中山東一丁目2-1	289-6970
牛田新町	牛田新町児童館放課後児童クラブ	牛田新町一丁目15-1	228-2566
早稲田	早稲田放課後児童クラブ	牛田早稲田四丁目9-1	221-9024
牛田	牛田児童館放課後児童クラブ	牛田旭一丁目14-44	228-3184
尾長	尾長児童館放課後児童クラブ	山根町21-10	263-0825
矢賀	矢賀児童館放課後児童クラブ	矢賀二丁目10-31	286-0543

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
牛田新町	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島牛田新町	牛田新町一丁目3-18 澤田ビル1F	962-2112
牛田	広島光明学園 放課後児童クラブ	牛田本町五丁目1-2	228-5673
	牛田児童クラブ KCA	牛田本町二丁目4-11	555-8840
尾長	トレジャーキッズクラブ尾長校	尾長西一丁目6-31 坂本ビル1F	236-3233

【南区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
荒神町	荒神町放課後児童クラブ	西蟹屋三丁目7-27	262-7240
大州	大州児童館放課後児童クラブ	大州五丁目10-12	283-6130
青崎	青崎児童館放課後児童クラブ	青崎一丁目12-7	285-2965
向洋新町	向洋新町児童館放課後児童クラブ	向洋新町一丁目6-2	288-2682
段原	段原児童館放課後児童クラブ	的場町二丁目6-13	568-7831
比治山	東雲児童館放課後児童クラブ	東雲本町二丁目11-2	282-7013
皆実	皆実児童館放課後児童クラブ	皆実町一丁目15-2	253-9416
翠町	翠町児童館放課後児童クラブ	翠四丁目10-2	256-1803
大河	大河児童館放課後児童クラブ	旭一丁目5-25	250-4565
黄金山	黄金山児童館放課後児童クラブ	北大河町35-2	284-7884
仁保	仁保児童館放課後児童クラブ	仁保新町二丁目8-12	281-5034
楠那	楠那児童館放課後児童クラブ	楠那町5-24	255-3926
宇品東	宇品東児童館放課後児童クラブ	宇品東七丁目11-8	253-4501
宇品	宇品児童館放課後児童クラブ	宇品御幸四丁目5-32	254-3424
元宇品	元宇品放課後児童クラブ	元宇品町7-10	255-9340

【南区 続き】

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
比治山	トレジャーキッズクラブ比治山校	東雲一丁目17-16 1F	569-7887
皆実	ほうかご教室ちえのわ 皆実	皆実町一丁目16-13 宝生ビル 201・202	567-4141
宇品	放課後児童クラブ Ai Kids Club 宇品	宇品西一丁目6-2	256-6663
	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島宇品	宇品御幸五丁目4-14 古川ビル1F	569-5880
皆実 宇品	平成29年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。選定結果や開設に関する情報については、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		

【西区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
大芝	大芝児童館放課後児童クラブ	大芝一丁目25-17	509-2050
三篠	三篠児童館放課後児童クラブ	三滝町18-13	238-7201
天満	天満児童館放課後児童クラブ	天満町1-27	293-1085
観音	観音児童館放課後児童クラブ	観音本町二丁目1-74	293-7461
南観音	南観音児童館放課後児童クラブ	南観音六丁目5-15	292-5591
己斐	己斐児童館放課後児童クラブ	己斐上二丁目1-2	271-9950
己斐上	己斐上児童館放課後児童クラブ	己斐上六丁目456	273-9296
己斐東	己斐東児童館放課後児童クラブ	己斐東二丁目30-3	272-0984
山田	山田児童館放課後児童クラブ	山田新町一丁目17-4	272-1769
古田台	古田台放課後児童クラブ	古田台一丁目5-1	274-5270
古田	古田児童館放課後児童クラブ	古江西町19-15	274-0905
高須	高須児童館放課後児童クラブ	高須四丁目16-1	273-4863
庚午	庚午児童館放課後児童クラブ	庚午中一丁目15-2	507-1533
草津	草津児童館放課後児童クラブ	草津東二丁目20-1	271-8573
鈴が峰	鈴が峰児童館放課後児童クラブ	鈴が峰町36-3	279-8993
井口台	井口台児童館放課後児童クラブ	井口台三丁目5-1	279-5423
井口	井口児童館放課後児童クラブ	井口二丁目13-1	277-5283
井口明神	井口明神児童館放課後児童クラブ	井口明神一丁目13-2	276-0482

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
大芝	ほうかご教室ちえのわ 大芝	楠木町三丁目15-13中谷ビル1F	962-4747
天満	広島キリスト教社会館学童クラブ	小河内町一丁目13-3	232-4274
南観音	放課後児童クラブパシフィック南観音	南観音五丁目2-14 2F	533-6280
古田	ほうかご教室ちえのわ 古田	古江新町4-18アルカス大田2F	507-5252

【西区 続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
庚午	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島庚午	庚午中三丁目4-20石橋ビル1F	275-5700
草津	放課後児童クラブ Ai Kids Club 草津	草津東一丁目7-31	273-8607
庚午	平成29年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。選定結果や開設に関する情報については、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		

【安佐南区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
梅林	梅林放課後児童クラブ	八木三丁目3-9	873-2946
八木	八木児童館放課後児童クラブ	八木九丁目20-19	873-6444
川内	川内児童館放課後児童クラブ	川内五丁目39-32	877-6715
緑井※	緑井放課後児童クラブ	緑井四丁目31-1	870-0853
東野	東野放課後児童クラブ	東野一丁目7-1	870-7122
中筋	中筋児童館放課後児童クラブ	中筋二丁目15-16	870-0852
古市	古市児童館放課後児童クラブ	中須一丁目38-13	831-5020
大町	大町児童館放課後児童クラブ	大町西一丁目16-12	831-1135
毘沙門台	毘沙門台児童館放課後児童クラブ	毘沙門台三丁目1-1	877-7482
安東	安東児童館放課後児童クラブ	安東三丁目1-1	878-6929
安	安放課後児童クラブ	上安二丁目7-56	878-4259
上安	上安児童館放課後児童クラブ	上安五丁目7-21	872-7183
安北	安北児童館放課後児童クラブ	高取北二丁目30-1	872-4109
安西	安西児童館放課後児童クラブ	高取南二丁目18-1	872-2188
祇園	祇園児童館放課後児童クラブ	祇園三丁目1-22	875-7096
原南	原南放課後児童クラブ	西原二丁目19-23	871-2826
原	原放課後児童クラブ	西原六丁目29-6	871-1970
長束	長束児童館放課後児童クラブ	長束四丁目15-1	238-6179
長東西	長東西児童館放課後児童クラブ	長東西一丁目26-3	237-4998
山本	山本児童館放課後児童クラブ	山本三丁目13-2	871-1952
春日野	春日野放課後児童クラブ	山本新町二丁目18-1	871-4120
伴東	伴東児童館放課後児童クラブ	伴東七丁目11-1	848-4001
伴	伴児童館放課後児童クラブ	伴中央一丁目7-2	848-0094
伴南	伴南児童館放課後児童クラブ	伴南一丁目21-1	849-6060
大塚	大塚児童館放課後児童クラブ	大塚西六丁目1-2	848-4410
戸山	戸山放課後児童クラブ	沼田町阿戸3722	839-2181

※ 平成29年度中に、緑井児童館が開館予定です。

【安佐南区 続き】

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
緑井	放課後児童クラブ Ai Kids Club 緑井	緑井二丁目27-41	877-2260
中筋	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島中筋	中筋一丁目4-3 1F	962-5700
大町	民間放課後児童クラブ ジョイナス広島大町	大町東一丁目8-25 202号	836-5959
山本	放課後児童クラブ Ai Kids Club 山本	山本一丁目17-17	874-5210
山本	平成29年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。選定結果や開設に関する情報については、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		

【安佐北区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
高南	高南放課後児童クラブ	白木町秋山1188	828-0758
三田	三田放課後児童クラブ	白木町三田2649	829-1122
狩小川	狩小川児童館放課後児童クラブ	上深川町1315-4	844-1684
深川	深川児童館放課後児童クラブ	深川五丁目12-2	842-9771
亀崎	亀崎児童館放課後児童クラブ	亀崎四丁目2-2	842-0494
真亀	真亀児童館放課後児童クラブ	真亀一丁目3-27	843-1883
倉掛	倉掛児童館放課後児童クラブ	倉掛一丁目12-1	842-0549
落合東	落合東児童館放課後児童クラブ	落合四丁目13-2	843-4554
落合	落合児童館放課後児童クラブ	落合南二丁目13-3	842-3084
口田東	口田東児童館放課後児童クラブ	口田二丁目1-3	842-2822
口田	口田児童館放課後児童クラブ	口田南二丁目7-3	841-5855
大林	大林放課後児童クラブ	大林四丁目14-1	818-1266
三入	三入児童館放課後児童クラブ	三入五丁目15-9	818-1170
三入東	三入東児童館放課後児童クラブ	三入東一丁目10-5	818-6741
可部	可部児童館放課後児童クラブ	可部四丁目9-2	815-1766
可部南	可部南児童館放課後児童クラブ	可部南二丁目11-2	815-6321
亀山	亀山児童館放課後児童クラブ	亀山七丁目4-10	815-3894
亀山南	亀山南児童館放課後児童クラブ	亀山南三丁目28-3	815-5422
鈴張	鈴張児童館放課後児童クラブ	安佐町大字鈴張1915	835-0824
飯室	飯室放課後児童クラブ	安佐町飯室1544	835-2918
久地南	久地南児童館放課後児童クラブ	安佐町大字くすの木台52-1	837-0908
日浦	日浦児童館放課後児童クラブ	あさひが丘三丁目21-1	838-0454

【安佐南区 続き】

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
深川	深川児童クラブKCA	深川五丁目30-1 アクロスプラザ高陽2階	842-9558
亀山	亀山児童クラブKCA	亀山六丁目8-6	824-7456

【安芸区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
瀬野	瀬野児童館放課後児童クラブ	瀬野一丁目36-13	894-1242
みどり坂	みどり坂放課後児童クラブ	瀬野西一丁目38-1	894-5411
中野	中野児童館放課後児童クラブ	中野四丁目21-2	893-2713
中野東	中野東児童館放課後児童クラブ	中野五丁目11-1	892-2814
畑賀	畑賀児童館放課後児童クラブ	畑賀三丁目23-12	827-1509
阿戸	阿戸児童館放課後児童クラブ	阿戸町6175-2	856-0799
船越	船越児童館放課後児童クラブ	船越四丁目28-3	822-7828
矢野西	矢野西児童館放課後児童クラブ	矢野西四丁目5-1	889-3112
矢野	矢野児童館放課後児童クラブ	矢野西六丁目11-1	888-0726
矢野南	矢野南児童館放課後児童クラブ	矢野南四丁目9-22	888-3933

【佐伯区】

(1) 広島市放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
湯来南	湯来南放課後児童クラブ	湯来町白砂3555-1	0829-86-0820
石内北	石内北放課後児童クラブ（仮称）	平成29年4月から開設予定です。詳細が決まり次第、 広島市ホームページに掲載します。	
石内	石内放課後児童クラブ	五日市町石内3276	941-3117
河内	河内児童館放課後児童クラブ	五日市町大字上河内1601-2	927-9129
五月が丘	五月が丘児童館放課後児童クラブ	五月が丘二丁目22-2	941-1552
藤の木	藤の木児童館放課後児童クラブ	藤の木二丁目2-2	927-6287
彩が丘	彩が丘児童館放課後児童クラブ	河内南二丁目10-2	927-6681
美鈴が丘	美鈴が丘児童館放課後児童クラブ	美鈴が丘西一丁目8-2	927-2904
八幡東	利松児童館放課後児童クラブ	利松一丁目10-7	927-0621
八幡	八幡児童館放課後児童クラブ	八幡二丁目3-1	927-4673
五日市観音	坪井児童館放課後児童クラブ	坪井一丁目32-9	921-2394
五日市観音西	五日市観音西児童館放課後児童クラブ	坪井三丁目877	923-9441
五日市中央	五日市中央児童館放課後児童クラブ	五日市中央三丁目12-2	922-6099
五日市	五日市児童館放課後児童クラブ	五日市三丁目1-1	922-6337

【佐伯区 続き】

小学校	名称	所在地	電話番号
五日市東	五日市東児童館放課後児童クラブ	皆賀二丁目3-2	923-3827
五日市南	五日市南児童館放課後児童クラブ	海老園三丁目18-2	922-5261
楽々園※	楽々園児童館放課後児童クラブ	楽々園六丁目8-2	923-8710
	美の里放課後児童クラブ	美の里二丁目1-26	921-1113

※ 楽々園小学校区は、原則として住所地による「地区割り」を導入しています。
「楽々園地区」の児童は楽々園児童館放課後児童クラブに、「隅の浜地区」「美の里地区」の児童は美の里放課後児童クラブにそれぞれお申し込みください。

(2) 民間放課後児童クラブ

小学校	名称	所在地	電話番号
五日市	放課後児童クラブ コレマナ五日市	新宮苑11-19 木村ビル1F	090-1334-5007
五日市観音	平成29年1月頃に運営候補団体を選定する予定です。選定結果や開設に関する情報については、決まり次第、広島市ホームページに掲載します。		